

くらしの 情報



益城町ホームページ

<http://www.town.mashiki.lg.jp/>

お知らせ

健康づくりルーム利用を再開



熊本地震の影響により中止してまいりました保健福祉センター健康づくりルームの利用を再開しています。利用するには利用者登録が必要です。また、登録を希望する人は講習会の受講が必要となりますので、事前に申し込んでください。

対象：18歳以上(高校生を除く)

使用料：1回(2時間)に付き、

町内者：2000円、町外者：4000円

保健福祉センターはぴねす

☎ 234・6123

児童扶養手当・特別児童扶養手当の現況届を忘れずに

児童扶養手当・特別児童扶養手当の受給者(停止中の人も含む)は、引き続き手当の対象となるかの審査のため、毎年8月中の「現況届」の提出が必要です。

対象者には、8月上旬にお知らせを送付しますので、手続きをお願いします。

※現況届の提出がない場合、8月分以降の手当が支給できませんのでご注意ください。

☎ 286・3117

自噴井止水バルブ設置の補助

地下水の流出を抑制し、地下水の適正な利用を促進するため、自噴井戸に、これから「止水バルブ」を取り付ける人を対象とした「自噴井止水バルブ設置補助」を実施しています。止水バルブを取り付け、こまめに開閉することで地下水の流出を防ぐことができます。限りある貴重な地下水を保全するため、皆さまのご理解とご協力をお願いします。

上限額：1基当たり50,000円

申請：自噴井止水バルブの取り付け前に左記まで。

☎ 227・6678

☎ 227・6678

宅地被害の復旧について 休日相談会を 開催します



熊本地震復興基金による宅地復旧支援事業の休日相談会を開催します。相談にお越しの際は、被害状況のわかる写真などをお持ちください。

日時…8月20日(日)

午前9時～午後3時

場所…町(中央)公民館講堂

☎ 289-8308

森林に関する届出が必要です



【森林の土地の所有者届出】

森林の土地を取得したときは届出が必要です。個人・法人を問わず、売買や相続などにより森林の土地を新たに取得した人は、面積にかかわらず届出をしなければなりません。

土地の所有者となった日から90日以内に、取得した土地のある市町村長に届出をしてください。

【伐採および伐採後の造林の届出】

森林の立木を伐採するときは届出が必要です。届出は、伐採および伐採後の造林が市町村森林整備計画に適合して適切に行われ、健全で豊かな森林をつくることができるようにするためのものです。

届出は、伐採を始める90日から30日前までに、伐採する森林がある市町村長に行ってください。

☎ 286・3277

☎ 286・3277